# ④社会的包摂の実現と 「新しい公共」の推進

# ■具体的な施策等

- ▶ 「新しい公共支援事業」を通じた支援
- ▶ ジャパン・プラットフォームによる被災地支援事業
- ▶ 地域コミュニティの再生支援
- ▶ 多様な主体の協働による新たな地域づくり

「新しい公共支援事業」等を通じた支援				
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名		
章	5 復興施策	内閣府		
節	(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり			
項	④ 社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月		
目	( ii )	平成 28 年 4 月		

# これまでの取組み

- NPO等の民間非営利組織が主体となった東日本大震災の被災地の復興に向けた 取組や被災地の支援を推進するため、NPO等の運営力強化に向けた取組に対する 支援を行った。
- ・ 岩手県、宮城県、福島県が、中間支援組織等を通じた個別のNPO等の資金獲得や NPO会計基準等の基礎的能力の向上を目的とした講習会等を実施した。
- ・ 岩手県、宮城県、福島県において、NPO等の運営力強化を図ることとする人材育成、ネットワーク形成に係る先駆的な取組に対して支援を実施した。
- 〇平成 27 年度で集中復興期間が終わることを受けて、平成 27 年度まで実施していた「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」を「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」(平成 27 年6月)等に沿って再構築し、平成 28 年度から新たに「NPO等の「絆力(きずなりょく)」を活かした復興・被災者支援事業」を実施する。

## 当面(今年度中)の取組み

〇 復興・被災者支援を図っていくため、NPO 等が被災者と被災者、被災者と行政、被 災者と支援者等を結びつける「絆力(きずなりょく)」を活かして復興・被災者支援を行 う取組や、復興・被災者支援を行うNPO 等の絆力を強化するための取組に対して支 援を実施。

#### 中・長期的(3年程度)取組み

○ 関係省庁において、NPO等支援に係る必要な施策を適切に推進する。

#### 期待される効果・達成すべき目標

○ NPO等が「絆力」を活かし、行政では手が行き届かないきめ細やかな復興・被災者 支援を継続して実施することで、地域や復興段階等により変化する被災者のニーズ に対応した復興・被災者支援を実現。

#### 「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」

平成 28 年度予算

203,355 千円【復興特会】

ジャパン・プラットフォームによる被災地支援事業				
「東日本大	震災からの復興の基本方針」における該当箇所	府省名		
章	5 復興施策	日郊小		
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	外務省		
項	④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月		
目	(ii)NPO, 国際協力分野のNGO, 地元企業, 地縁組織等の多様な主体が主導する「新しい公共」による被災地域の復興を促進する	平成 28 年 4 月		

#### これまでの取組み(集中復興期間の取り組み)

- 〇震災発生以降, ジャパン・プラットフォーム(JPF)は被災地のニーズに応える支援を積極的に展開し, 民間から寄せられた約72億円の寄附金のうち, これまでに約65億円を活用して, 被災地の復興への歩みを支える重要な役割を担ってきた(計412事業を実施)。
- 〇平成 27 年度は、JPF加盟のNGOやその他NPOによる支援活動は、「共に生きる」ファンドで事業申請を受け付け、計40事業を実施し、合計約2.8億円を被災地に投じた。

#### 当面(今年度中)の取組み

〇仮住まいから恒久的な復興公営住宅などへの移転が進んでいる岩手県や宮城県では、今年度前半までコミュニティ支援、セーフティネット支援分野に限り助成金事業申請を受け付け、後半は継続事業のモニタリング及び個別の連携事業に特化する。一方、福島県は特に原発事故による復興の遅れが顕著であり、支援分野を限定せずに助成事業を継続する。

#### 中・長期的(3年程度)取組み

O JPFとして、被災地におけるNGOに対する支援ニーズ、JPFとしての役割、JPFに対する民間からの寄附動向等も見定めつつ、平成30年度末まで、福島県における支援活動を継続し、迅速かつ包括的な復興に貢献していくことを目指す。また、岩手県と宮城県は、全体の検証事業及びニーズマトリクスの作成・配布に活動を特化していく。

#### 期待される効果・達成すべき目標

〇 JPFとして, 民間から寄せられた寄附金(約72億円)を迅速に被災地の支援に投じ, 被災地の復興に寄与する。

「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」

復興を主目的とするNGO/NGO支援に対する特別な予算措置はなし。

地域コミュニティの再生支援				
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名		
章	5 復興施策	厚生労働省		
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり			
項	④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月		
目	(i) ワンストップ型の相談に取り組む	平成 28 年 4 月		

# これまでの取組み

- 生きにくさ、暮らしにくさを抱える方々に対し、24 時間 365 日無料の電話相談窓口を 設置するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を行い、具体的な解決に繋げる 寄り添い型相談支援事業を実施。
- 〇 平成 25 年度には、被災地専用ダイヤルを設け、被災者からの相談を優先して実施。
- 〇 平成 26 年度は、県外避難者からの相談を受け付ける専門ラインを常設し、広域避難者の抱える生活上の悩みにも対応。
- (※平成 25·26 年度の相談(電話接続)件数約 18 万件)
- 〇 平成 28 年度は、被災者の見守りや相談支援に関わる予算をより効果的、一体的に 執行するため、被災者支援総合交付金の被災者見守り・相談事業のメニューの一つ にした。

#### 当面(今年度中)の取組み

○ 被災3県の事業全体を統括するために、中央センターを設置するとともに、被災3県 に地域センターを設置し、相談者からの具体的な問題解決にむけた支援等を実施。

# 中・長期的(3年程度)取組み

○ 震災に伴う様々な影響により、多様な問題を抱える人が、いつでもどこでも相談でき、適切な支援を迅速に受けられるための拠り所として、引き続きワンストップ型の相談支援を実施していく。

# 期待される効果・達成すべき目標

○ 被災者に対するワンストップ型の電話相談を通して、対面相談のみでは現れにくい 支援ニーズを表面化させ、誰をも排除しない包摂型の社会づくりを行っていくことは、 被災者の心の支えとなり、被災地の復興につながるものである

#### 「平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況」

# 平成 28 年度予算

・寄り添い型相談支援事業(被災者見守り・相談支援事業)被災者支援総合交付金 220 億円の内数【復興特会】

多様な主体の協働による新たな地域づくり				
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名		
章	5 復興施策	国土交通省		
節	(1)災害に強い地域づくり (4)大震災の教訓を踏まえた国づくり			
項	(1)⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興 事業の担い手等 (4)④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月		
目	(1)⑤(iii) (4)④(ii)	平成 28 年4月		

#### これまでの取組み

・平成27年度は、地方公共団体、地域金融機関、NPO 等で構成される地域づくり活動 支援体制構築に対する補助を行うことで、多様な主体による事業型の地域づくり活動 を推進し、地方部における地域の活性化を図り、全国に7件の地域づくり活動支援体 制を構築した。また、地域の人手不足を解消し、担い手を確保するため、この中間支援 の対象となる地域づくり活動が多役・多業型である場合には、この地域づくり活動自体 に要する経費についても補助した。

#### 当面(今年度中)の取組み

・地方公共団体、地域金融機関、NPO等で構成される地域づくり活動支援体制構築に対する補助を行うことで、多様な主体による事業型の地域づくり活動を推進し、被災地を含め地方部における地域の活性化を図る。

#### 中・長期的(3年程度)取組み

・被災地を含め、地域づくり活動支援体制構築に対し補助を行い、多様な主体による事業型の地域づくり活動を推進し、被災地を含め地方部における地域の活性化を行う。 同時に、地域づくり活動支援体制どうしが連携できる全国ネットワークを立ち上げ、地域づくり活動を重層的に支える環境を整備する。

# 期待される効果・達成すべき目標

・地方における地域資源を活かした多様な主体による新たな地域ビジネス等が創出され、地域の活性化が図られる。

#### 平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算における予算措置状況

・多様な主体の連携による地方部の地域づくり推進経費 30 百万円